

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定

工作物の新設許可申請書

《記入例・注意事項》

該当する欄を囲む 建築物 新築 都市計画法第43条第1項の規定により、第一種特定工作物の改築用途の変更新設の許可を申請します。 申請日を記載 令和〇〇年〇〇月〇〇日 磐田市長 許可申請者住所 磐田市国府台3番地1 氏名 磐田 太郎 電話番号 0538-37-〇〇〇〇 ※ 手数料欄 手数料は許可書をお渡しする際に現金又は電子決済（PayPay）でお支払いください。	
1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積 磐田市〇〇〇字△△△123番1、123番2 地目：〇〇 地積：登記（〇〇.〇〇㎡） 実測（〇〇.〇〇㎡） 有効（道路後退がある場合）
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途 申請 全 体 一戸建専用住宅 建築面積 〇〇.〇〇㎡ 〇〇.〇〇㎡ 木造2階建 延床面積 △△.△△㎡ △△.△△㎡
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途 用途・規模 構造を記載 小数点以下第2位まで記載
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由 令第36条第1項第3号ホ 優良田園住宅 建ぺい率 〇〇.〇〇% 容積率 〇〇.〇〇% 高 さ 〇〇.〇〇m 敷地に対して建物の建ぺい率・容積率・申請建物の高さを記載
5	その他必要な事項 農地法第5条許可申請中（該当する場合）
※ 受 付 番 号	
年 月 日 第 号	
※ 許 可 に 付 し た 条 件	
年 月 日 第 号	
※ 許 可 番 号	
年 月 日 第 号	

備考 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについての他の法令による許可、許可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

連絡先を必ず記載

連絡先（名称・担当者名・℡）

○申請書類チェックシート

⑮優良田園住宅

	添付書類	明示内容（注意事項）
☐	1 申請書	申請書記入例を参照して記入
☐	2 理由書	・優良田園住宅を建築する理由 ・申請者及び配偶者が他に適地（宅地等）を所有していないこと（宅地等を所有していない場合）
☐	3 建設計画認定書の写し	優良田園住宅建設計画認定書の写しを添付
☐	4 借家の証明書	賃貸借契約書の写し等
☐	5 土地の登記事項証明書	3 ヶ月以内のもの
☐	6 農地転用許可見込証明書 ▲	農用地除外通知書写し、白地の証明等
☐	7 名寄帳	申請者及び配偶者が他に適地（宅地等）を所有していないか確認
☐	8 位置図	・方位、縮尺 1/2500 以上 ・敷地の位置、形状を色枠等で明示
☐	9 公図写し	・申請敷地を色枠等で明示 ・道路を赤色、水路を青色で表す
☐	10 敷地現況図	・方位、縮尺 1/250 以上 ・敷地境界 ・周辺の公共施設
☐	11 敷地求積図	・三斜求積図又は座標求積図（縮尺 1/250 以上） ・セットバックを伴う場合は、後退部分も求積
☐	12 計画配置図	・方位、縮尺 1/250 以上 ・敷地境界 ・周辺の公共施設 ・排水計画 ・予定建築物の配置 ・セットバックを伴う場合は、位置を明示
☐	13 敷地断面図	・予定建築物の位置、擁壁等を図示（2 方向以上） ・縮尺 1/250 以上 ・現況、計画断面を兼ねる場合は分かるよう記載（例：現況＝計画等）
☐	14 各階平面図・立面図	予定建築物の間取り、構造、高さ等を明示（縮尺 1/250 以上）
☐	15 建物求積図	・予定建築物の建築面積、延床面積の算出根拠 ・建ぺい率、容積率 ・縮尺 1/250 以上
☐	16 敷地概要書	土地の現況等、下水の排出等、接続道路等（参考様式有） ※排水先が県道の場合は県袋井土木の了承が必要
☐	17 現況写真	・周辺の状況、既存建築物等を確認できる写真（2 方向以上） ・敷地境界を色枠等で囲む
☐	18 誓約書	申請者が自ら居住する専用住宅である旨の誓約（参考様式有）
☐	19 土地使用承諾書 ▲	申請者と土地所有者が異なる場合は添付（参考様式有）

《▲の書類は、必要に応じ添付してください。》

- ・予定建築物の用途は一戸建専用住宅。
- ・予定建築物の規模は、建ぺい率 30%以内、容積率 50%以内、高さ 10m以内。
- ・敷地の面積は 1 区画の最低敷地面積は 300 m²以上です。
- ・申請敷地の面積が 500 m²以上の場合、開発行為に該当する場合があります。